

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	私立中学校等修学支援に係る特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県は、私立中学校等修学支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の辞退を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県知事

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立中学校等修学支援に関する事務
②事務の概要	私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱に基づき、私立中学校等在学者に対して、修学支援費を支給する事務である。 保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を照会して受給資格の判定を行っている。
③システムの名称	なし
2. 特定個人情報ファイル名	
私立中学校等在学者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 第一の項の1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第十九条第八号及び第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第二条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部私学・公益法人課
②所属長の役職名	総務部参事兼私学・公益法人課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮城県 総務部 県政情報・文書課 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮城県 総務部 私学・公益法人課 私学助成班 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

